

## 社会、健康及び安全に関する宣言

2022年11月21日

株式会社シェルター

代表取締役社長 木村仁大

当社は SGEC-CoC、FSC®-CoC 基準の遵守にあたり、基準が定める社会、健康、及び安全の要求事項への適合・実施を確実にするため、下記を実施する。

1. 従業員の結社の自由及び団体交渉の権利を保障する。(結社の自由と団体交渉権の尊重)
  - ・従業員による労働者団体への加盟や団体交渉への参加を労働契約で禁止しない。
  - ・当社の代表者と従業員の接触を認める。
  - ・解雇に関する透明性のある手順を定める。
  - ・法で要求された又は認められた場合において、法的に認められた労働者団体の代表者との交渉をするための手順を明確に定める。
2. 強制労働を課すことを禁ずる。(強制労働の禁止)
3. 就業に関する最低年齢制限を遵守する。(児童労働の禁止)
4. 採用、昇進、労働の割り当て、解雇に関する就業の平等性を遵守する。  
(雇用及び職業における差別の撤廃)
5. 職業上の健康及び安全を確保し、その文書化と報告を行う。



責任ある森林管理  
のマーク



SGEC/31-31-1026